

令和4年度 瀬戸内市立邑久中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の種類

(1) 運動部

野球部・サッカー部・陸上競技部・ソフトテニス部・バドミントン部・卓球部・剣道部
バスケットボール部・バレーボール部

(2) 文化部

吹奏楽部・美術部・茶華道部・ペンパル部

(3) 部の削減について（詳細は邑久中学校部活動規約を参照）

本校では生徒数の減少に伴い毎年部活動の見直しを行っている。上記の部については、現在入部している部員が引退するまでの活動は保障しているが、今後も生徒数・教員数・活動状況などを総合的に考慮して、さらに部の編成を検討しなければならないものと思われる。

2 目標

- (1) 生涯にわたって運動や文化芸術等の活動に親しむ基礎を形成するとともに、活動を通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感等を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動を通して、協調性やコミュニケーション能力などを育むとともに、自己形成の場とする。

3 活動時間

- (1) 1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。また、原則、水曜日は、部活動のない日とする。
- (2) 朝練習は、午前7時15分から午前8時10分までとし、始業に遅れないようにする。
(午前7時より早く登校させない。)
 - ・ 月曜日と集金日の朝練習は、休止とする。
 - ・ テストのある学年は、当日の朝練習を休止とする。(自己診断・課題・学力調査等の全てのテストを対象とする。)
- (3) 部活動による最終下校時刻（校門を出る時間）は次のとおりである。

4月～ <u>県秋季大会</u> 2・3月	午後5時30分 ※ <u>ただし、総体前（県秋季大会を含む）及び、吹奏楽コンクール、美術部の行事前準備による遅刻を2週間前から18時まで認める。</u>
<u>県秋季大会後</u> ～1月	午後5時00分

- (4) 定期考査前（中間・期末・学年末考査は1週間前）は部活動を休止する。
- (5) 長期休業中及び土・日曜日は、午前8時00分から午後4時30分までとする。
最終下校は午後4時45分とする。
 - ・ 土日の部活動は原則1日休養日とする。(やむを得ず2日間とも部活動を実施した場合は、平日に水曜日以外で1日休養日を設けることとする。)
 - ・ 三連休等に3日間全日練習することは避け、休養日を必ず入れるようにする。
 - ・ 長期休業中は、終日練習を連続することは避け、週2日休養日を設けることとする。
 - ・ 家庭に返す日を設け、以下の期間は家庭に返す期間とする。
お盆休み（8月10日～13日〔閉庁日〕を含む連続5日間以上）
年末・年始休業（12月29日～1月3日）

3 服装・用具

- (1) 運動部の服装は、体操服かユニフォームなど各部で許可しているものとする。
- (2) 部活動で使用する特別な服装・用具は、課外の活動のみの使用とし、登校、授業等では使用させない。但し、学校が休日のときには活動中の服装で登校してもよい。また、11月から3月までの登下校時はウィンドブレーカーの着用をしてもよい。ウィンドブレーカーの校舎内での着用は禁止する。
- (3) 個人持ちの服装・用具は、各自で保管するものとし、体育館、更衣室、下足箱等には置かないこと。ただし、屋外の部活動については、クラブハウスで保管すること。また、活動には、黒カバン等の全ての荷物を活動場所に持って行き、活動場所で管理すること。(更衣室、駐輪場、下足箱等に置いて活動しない。)

4 新型コロナウイルス感染症拡大抑制に伴う対応

- (1) 朝練習及び土日祝日の活動前に、体調確認カードを使って当日の健康状態と検温結果を確認する。体調確認カード忘れ等の生徒は、顧問が検温・症状の有無を確認し、参加の可否を決定する。
- (2) 活動場所の屋内外を問わず、活動前及び活動後の手洗い・うがいを必ず行い、感染予防に努める。
- (3) 活動中についても密を避け、ソーシャルディスタンスを確保して活動を行う。屋内での活動については、換気を必ず行う。
- (4) 活動中は、原則、マスクを着用する。(身体へのリスクがあると判断した場合を除く)
- (5) 対外試合等の実施については、管理職に必ず相談し、慎重に判断する。
- (6) 大会等へ参加する場合は、主催者が策定したガイドラインを遵守する。

5 その他

- (1) やむを得ず貴重品がある場合は、朝、顧問に預けること。
- (2) 登下校途中の飲食や寄り道はしないこと。
- (3) 活動後は、使用場所の清掃・整備・点検に努めること。
- (4) 休日は、顧問が来てから、活動場所の鍵を渡すようにする。
- (5) 活動後は活動場所や部室の施錠をきちんと行うこと。
体育館は朝練習後、曜日ごとに部活動の担当を決め、責任をもって施錠する。
- (6) クラブハウスは、別紙の「クラブハウスの使い方」を遵守すること。
- (7) 各部で石灰を使用する際に、在庫が3袋以下なら、必ず体育科に報告をすること。また、公式戦で使用する場合は、大会運営費から購入して使用分を戻しておくこと。
- (8) 顧問は、活動における安全対策・安全指導、気象急変時(雷等)の安全確保など徹底する。
とりわけ夏季活動中における熱中症事故の防止に万全を期す。
- (9) 対外試合及び校外で活動する場合は、「対外試合等活動について(伺い)」を起案し、校長の許可を得ること。
- (10) 部活動顧問者会を年度当初及び学期に1度程度開き、顧問者間の共通理解を図る。
- (11) 部活動保護者会を年度当初及び必要に応じて実施する。
- (12) 部活動担当は、各部の年間活動計画・毎月の活動計画及び活動実績をまとめる。

邑久中学校部活動（瀬戸内市）のあり方について

平成30年4月1日一部改正

① 部活動についての基本的な考え方

- ・ 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- ・ 生徒の健全な心と体力の育成に資する。(師弟同汗)
- ・ 勝利主義になり、練習過多等、生徒・顧問の過剰負担にならないこと。
- ・ 練習計画を1ヶ月単位で計画し、事前に生徒・保護者に文書で連絡しておくことで、有意義で無理のない活動にする。
- ・ 基本的に顧問が見つからない場合は、部活動を実施しない。
- ・ 土日の部活動は原則1日休養日とする。(やむを得ず2日間とも部活動を実施した場合は、平日に水曜日以外で1日休養日設けることとする)
- ・ 3連休等に全日練習することは避け、休養日を必ず1日設けること。
- ・ 家庭に返す日を設け、以下の期間は家庭に返す期間とする。
お盆休み（8月13～15日 [閉庁日]）
年末・年始休業（12月29日～1月3日 [閉庁日]）
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。
- ・ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- ・ 基本的に水曜日は、部活動のない日とする。

<理由>

- ア 生徒の健康面（ある程度の休養が必要）
- イ 職員会議・職員研修をこの日に入れる。（危機管理上、部活動をしない。）
 - ・ 教員がついていない時に大きな事故が起きている実態がある。
- ウ 生徒会・専門委員会・学力補充の日とする。
- エ 教職員も早めに帰る日とする。（健康面への配慮）

② 大会・試合の種類(部活動)

- (1) 公式戦について（備前東地区大会・県総体・県秋季大会・県駅伝大会）
県吹奏楽コンクール・県吹奏楽祭・アンサンブルコンテスト）
- (2) 合同練習会、審判講習会（中体連主催）
- (3) 社会体育関係の試合（ジュニアユース等）
- (4) 招待試合・遠征
- (5) 練習試合
- ※ 部員と顧問が参加する場合、部活動とする。

③ 通常日の朝部・午後部について

- ・ 活動時間 朝7：15～（7：00より早く来ることをしないようにする。）
- ・ 必ず顧問がつき、練習内容・メニューを出して指導する。
- ・ 十分なウォーミングアップをしてケガのないようにする。
- ※ まったく顧問がつくことができない場合、活動をしない。最後のミーティングには、必ず出るようにする。

4 土・日・祝日の部活動について

- ・ 土日の部活動は原則1日休養日とする。(やむを得ず2日間とも部活動を実施した場合は、平日に水曜日以外で1日休養日を設けることとする。)
- ・ 1ヶ月の練習計画に従い、事前(1週間前)に部活動行事黒板(ホワイトボード)に記入する。
- ・ 練習過多、生徒・教職員の加重負担にならないように計画的に実施する。

5 参加の伺い・決定(起案)

- ・ **2**(1)~(2)の活動に参加する場合には、7日前に「校外活動の派遣伺い」に必要事項を記入し、起案をあげて、校長の許可を得る。
- ・ 県外での招待試合、県外への遠征、宿泊を伴う招待試合・練習試合、合宿等は計画的に行う。
- ・ 速やかに事後の報告を管理職にすること。
- ・ 県外での招待試合、県外への遠征、宿泊を伴う試合、合宿等は、必ず事前に管理職の判断を仰ぐ。(3週間前)
- ・ 例年参加しているから参加という考え方は、適当でない。
(参加することの意義や価値があるか、引率の有無の検討をすること。)
- ・ 県外の試合へ参加は、年間3回以内とする。※中体連の大会は除く。

6 合宿について

- ・ 合宿(県内外)は、年間3回以内とする。ただし、2泊以内とする。
- ・ 合宿場所として、学校を使用してはいけない。
- ・ 宿泊場所は、公共の宿泊施設を使用すること。

7 長期の休業中(月~金)の練習試合の回数

- ・ 夏季休業日:自校で3日、他校で3日以内とする。
- ・ 他の長期休業日:自校で2日、他校で2日以内とする。
- ※ 事前に管理職に相談をし、校長の許可を得る。
- ※ 他校での試合は、出張扱いとなる。

8 参加の仕方(バス・交通機関等)

- ・ 県内の公式戦については、基本的に公共の交通機関を利用することとする。
ただし、保護者引率を依頼することもある。その場合、事前の了解をとっておくこと。
- ・ 県外の公式戦・招待試合・練習試合の場合も、公共の交通機関を利用すること。
- ・ 練習試合で保護者が部員を送迎する場合は、日本スポーツ振興センターの対象とならないことを周知徹底する。
- ※ 保護者説明会等で保護者の理解と協力を十分お願いしておく。(別紙配付資料参考)

9 危機管理体制について(万が一の事故等の対応)

- ・ 生徒自身が保険証カードを持参しておく。
- ・ 現地の病院の事前の把握
- ・ 緊急連絡場所の一覧の持参

10 危機管理対応について(万が一の事故等の対応)

- ・ 日本スポーツ振興センター
- ・ 部活動保険
- ・ 参加期間中の任意の保険(旅行保険等)
- ・ その他

11 参加費

- 公式戦の大会参加費は、生徒会会計より支出する。
- 公式戦に伴う交通費は、市が3分の1負担し、個人が3分の2を負担する。
- 顧問は、バスの必要がある場合には、バス予約と同時に見積書を送付してもらう。
- 大会後、費用の3分の1の請求書を送付してもらい事務室に提出する。
「瀬戸内市長（〇〇中学校）・瀬戸内市長（〇〇中学校〇〇部）」
- JRを利用する場合は、団体割引乗車券（8名以上）を利用するなど、保護者経費の軽減に努める。
- 団体乗車券や少人数でJRを利用する場合は、領収書と参加した生徒名簿を事務へ提出すること。
- 練習試合の経費等は生徒の個人負担とする。

12 生徒会・PTAからの支払いについて

- 県総体・県秋季大会・県駅伝大会・中国大会・全国大会のチーム参加費（生徒会会計から）
- 岡山県中学1・2年生剣道大会の参加費（PTAから）
- 連盟へのチーム登録費（PTAから）、連盟への個人登録料は自己負担
- 本校に水泳部はないが、県中体連主催のため参加費支出（PTAから）
- 中吹連加盟費、中吹連主催の吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテスト参加費（PTAから）
- 顧問の負担になるもののうち、個人に返るものは個人負担。その他は教頭と相談。

13 部費の扱いについて

- 部費を徴集する場合、とる必要性を事前に校長に説明し、了解を得ること。
- 部費の金額等を管理職に報告しておくこと。
- 会計簿を適切につけること。
- 部費を徴収している部は、学期1回、教頭・保護者の監査を受けること。

14 マナー

- 対外試合参加については、往復途上の交通安全はもちろん、交通ルールやマナーを守って参加させる。
- 対外試合においては、スポーツマンとしてはもちろんのこと、邑久中学校の生徒として恥ずかしくないような態度で試合に臨むこと。

15 部活動保護者会（年間計画に位置づける）

- 各部活動ごとに、4月～5月に1回目を開催し、必要があれば随時開催する。

【参考】

「瀬戸内市 運動部活動の在り方に関する方針（平成31年1月）」

「瀬戸内市 文化部活動の在り方に関する方針（令和2年3月）」